

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正について

1 改正理由

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、規定整備を行う必要があるため。

2 主な改正内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、同職員に対する期末手当の支給に関する事務が生じることから、教育委員会の権限に属する当該事務に係る権限を教育長に委任する。

また、引用している都条例の名称、条項の改正に伴い規定を整備する。

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日（一部は公布の日）

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>幼稚園教育職員勤務条例第9条及び第10条第1項の規定による区立幼稚園教育職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。</u></p> <p>(4)～(16) (略)</p> <p>第3条 東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。</p> <p>(1)～(19)</p> <p>(20) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和49年東京都条例第30号。以下「講師条例」という。)第6条第1項及び第11条第1項の規定による時間講師及び日勤講師の報酬の支給事務に関すること。</p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p><u>(22)の2 講師条例第8条の2及び第13条の2の規定による時間講師及び日勤講師の期末手当の支給事務に関すること。</u></p> <p>(23) <u>非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>(昭和31年東京都条例第56号。以下「非常勤条例」という。)第3条第2項の規定による区立小中学校に勤務する<u>会計年度任用職員</u>の報酬の支給事務に関すること。</p> <p>(24) 非常勤条例第4条の規定による区立小中学校に勤務する<u>会計年度任用職員</u>の費用弁償の支給事務に関すること。</p> <p><u>(24)の2 非常勤条例第5条の規定による区立小中学校に勤務する会計年度任用職員の期末手当の支給事務に関すること。</u></p> <p>(25) 地方公務員法第22条の2第1項に基づ</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>幼稚園教育職員勤務条例第9条及び第10条の規定による区立幼稚園教育職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。</u></p> <p>(4)～(16) (略)</p> <p>第3条 東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和49年東京都条例第30号。以下「講師条例」という。)第6条及び第11条第1項の規定による時間講師及び日勤講師の報酬の支給事務に関すること。</p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>(23) <u>非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>(昭和31年東京都条例第56号。以下「非常勤条例」という。)第3条第2項の規定による区立小中学校に勤務する<u>再雇用職員</u>の報酬の支給事務に関すること。</p> <p>(24) 非常勤条例第4条の規定による区立小中学校に勤務する<u>再雇用職員</u>の費用弁償の支給事務に関すること。</p> <p>(25) <u>地方公務員法第22条第2項及び職員</u>の</p>

く区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用に関すること。

(26) 会計年度任用職員である区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第30条に規定する保険料の納付に関すること。

(27)～(34) （略）

(35) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号。以下「時間講師規則」という。）第15条に規定する勤務時間の割り振り及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号。以下「日勤講師規則」という。）第18条に規定する勤務時間等の割り振りに関すること。

(36) 時間講師規則第17条第3項に規定する勤務時間の振替に関すること。

(37) 時間講師規則第17条第4項に規定する休日勤務の命令に関すること。

(38) 時間講師規則第17条の2に規定する勤務時間の振替に関すること。

(39) 時間講師規則第17条の3及び日勤講師規則第19条に規定する休憩時間の付与に関すること。

(40) 時間講師規則第18条及び日勤講師規則第20条に規定する年次有給休暇の付与に関すること。

(41) 時間講師規則第18条の2及び日勤講師

臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）に基づく区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用に関すること。

(26) 臨時的任用職員である区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第30条に規定する保険料の納付に関すること。

(27)～(34) （略）

(35) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号。以下「時間講師規則」という。）第7条第4項に規定する秘密公開の許可に関すること。

(36) 時間講師規則第11条に規定する研修命令に関すること。

(37) 時間講師規則第15条に規定する勤務時間の割り振り及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号。以下「日勤講師規則」という。）第18条に規定する勤務時間等の割り振りに関すること。

(38) 時間講師規則第17条第3項に規定する勤務時間の振替に関すること。

(39) 時間講師規則第17条第4項に規定する休日勤務の命令に関すること。

(40) 時間講師規則第17条の2に規定する勤務時間の振替に関すること。

(41) 日勤講師規則第19条に規定する休憩時間の付与に関すること。

(42) 時間講師規則第18条及び日勤講師規則第20条に規定する年次有給休暇の付与に関すること。

(43) 時間講師規則第18条の2に規定する病

規則第21条に規定する特別休暇の承認又は付与に関すること。

(42) 時間講師規則第18条の3及び日勤講師規則第22条に規定する介護休暇の承認に関すること。

(43) 時間講師規則第19条及び日勤講師規則第22条の2に規定する介護時間の承認に関すること。

(44) 区立小中学校長の事務引継に関すること。

(45) 区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。

(46) 区立小中学校における教科書以外の教材についての届出の取扱いに関すること。

第4条 教育委員会が任命する区立小中学校の教育職員（以下「区立小中学校教育職員」という。）の勤務時間等に係る事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 小中学校教育職員勤務条例第8条第1項の規定による区立小中学校教育職員の超過勤務の命令に関すること。

(4)～(13) (略)

(管理及び執行状況の報告)

第5条 教育長は、この規則により委任された事務のうち、第2条第12号及び第15号並びに第3条第19号、第25号、第27号から第30号まで、第34号及び第45号に掲げる事項について、地教法第25条第3項の規定により、毎年度、その前年度における管理及び執行の状

気休暇の付与に関すること。

(44) 時間講師規則第18条の3に規定する公民権行使等休暇の付与に関すること。

(45) 日勤講師規則第21条に規定する特別休暇の承認に関すること。

(46) 時間講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇の付与に関すること。

(47) 日勤講師規則第22条に規定する介護休暇の承認に関すること。

(48) 日勤講師規則第22条の2に規定する介護時間の承認に関すること。

(49) 時間講師規則第20条に規定する慶弔休暇の付与に関すること。

(50) 区立小中学校長の事務引継に関すること。

(51) 区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。

(52) 区立小中学校における教科書以外の教材についての届出の取扱いに関すること。

第4条 教育委員会が任命する区立小中学校の教育職員（以下「区立小中学校教育職員」という。）の勤務時間等に係る事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 小中学校教育職員勤務条例第8条の規定による区立小中学校教育職員の超過勤務の命令に関すること。

(4)～(13) (略)

(管理及び執行状況の報告)

第5条 教育長は、この規則により委任された事務のうち、第2条第12号及び第15号並びに第3条第19号、第25号、第27号から第30号まで、第34号及び第51号に掲げる事項について、地教法第25条第3項の規定により、毎年度、その前年度における管理及び執行の状

況を教育委員会に報告しなければならない。

附 則 (略)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和元年東京都条例第36号)附則第2項の規定による病気休暇の付与に関することは、第3条の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、教育長に委任する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

況を教育委員会に報告しなければならない。

附 則 (略)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。